

建設工事に係る一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則（平成7年兵庫県規則第102号。以下「特例規則」という。）の規定に基づき、兵庫県（以下「県」という。）が発注する建設工事の請負契約を締結するに当たり、一定の資格を定めて行う一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、特例政令第4条に規定する特定調達契約のうち、特例政令第2条第3号に規定する建設工事に係るものについて適用する。

(入札の公告)

第3条 契約担当者（財務規則第2条第8号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、一般競争入札を実施するときは、政令第167条の6、特例政令第6条及び財務規則第83条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

- (1) 入札に付する事項（工事名等）及び応募方法
- (2) 一連の工事として随意契約により発注が予定されている工事名及び工事概要又は一連の工事として一般競争入札により発注が予定されている工事名、工事概要及び公告予定時期【該当する工事がある場合】
- (3) 入札に参加する者に必要な資格並びに一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (4) 契約条項を示す場所及び期間
- (5) 公告事務を担当する行政組織規則に規定する課（室）又は財務規則第2条第2号に規定するかいの名称及び所在地
- (6) 入札説明書の交付及び入札参加の手続に関する事項
- (7) 入札の場所、日時及び方法
- (8) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (9) 入札に関する条件
- (10) 無効とする入札に関する事項
- (11) 落札者の決定方法
- (12) 支払条件等に関する事項
- (13) 契約の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする旨
- (14) 施工計画のヒアリングに関する事項【施工計画審査型である場合において該当するとき】
- (15) その他特に必要な事項

2 契約担当者は、前項に規定する公告において、次に掲げる事項にあつては、英語においても記載する。

- (1) 調達する建設工事の名称
- (2) 入札参加申込書の提出期間
- (3) 入札期日
- (4) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する課（室）又はかいの名称及び所在地

3 契約担当者は、特例規則第3条の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに、県公報、掲示その他の方法により公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、10日前までに短縮することができる。

4 公告の掲示は、庁舎管理規則第3条第4号に規定する本庁舎の第1号館及び当該かいが所在する庁舎（庁舎管理規則第3条第1号に規定する総合庁舎に所在するかいにあつては総合庁舎）に

において、第7条第2項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで行う。

5 契約担当者は、公告後、入札公告及び入札説明書の写しを入札に付する建設工事（以下「当該建設工事」という。）を所管する部局の契約担当課（室）へ提出する。

（入札参加資格）

第4条 一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく工事契約に係る競争入札参加資格取得者で、次に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

（1）政令及び建設業法（昭和24年法律第100号）等に規定する事項

- ① 政令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- ③ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- ④ 建設業法第26条の規定により、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものを、当該建設工事に監理技術者として適正に配置できる者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

（2）政令第167条の5の2の規定に基づき当該建設工事に必要と認め、定める資格

- ① 県の入札参加資格を有する工種が、当該建設工事の工種と同じであること。（開札日までに入札参加資格を取得（登録）した者を含む。）
- ② 建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書が本契約締結（予定）日に有効であり、その総合評定値通知書の当該建設工事の工種に係る総合評定値が一定以上の者であること。
- ③ 入札に参加しようとする者及び前号④に定める監理技術者は、少なくとも過去15年間に当該建設工事と同種又は類似の工事の施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。
- ④ 当該建設工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。
建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できる者であること。
- ⑤ ただし、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。
なお、配置する現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。
- ⑥ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。
- ⑦ その他、個別の工事に応じて、契約担当者が必要と認める資格を有する者であること。

2 特別共同企業体により当該建設工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

（1）特別共同企業体の構成員の資格要件

- ① 前項第1号①から③まで及び第2号（⑥を除く）に規定する事項に該当する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、前項第2号③に規定する格付又は総合評定値を代表者より低く設定でき、同号④に規定する施工実績は、代表者に比べて緩和することができる。
- ② 兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に基づき、資本関係又は人的関係がある者同士は、当該入札に参加する同一又は他の特別共同企業体の構成員となることできない。ただ

し、各発注部局が認める高度な技術を要する等の工事を除く。

(2) 特別共同企業体の資格要件

- ① 構成員数及び出資比率は、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定められたものであること。
 - ② 特別共同企業体の代表者は、前項第1号④に規定する事項に該当する者であること。
 - ③ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、特別共同企業体の構成員は、当該入札に参加する他の特別共同企業体の構成員又は当該入札に参加する単独企業を兼ねることはできないこと。
 - ④ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該建設工事に建設業法で定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。
 - ⑤ 当該建設工事が、大規模構造物又は特殊な作業条件下の工事等であって、高度な施工技術が必要とするもの（以下「施工計画審査型」という。）である場合には、適正な施工計画を提出できる者であること。
- 3 県の競争入札参加資格を審査する土木部契約管理課は、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、随時にその者が一般競争入札参加資格を有するか否かを審査し、一般競争入札参加資格を有すると認める者を登録し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれその旨を通知しなければならない。
- なお、申込期限日に一般競争入札参加資格の登録を受けていなかった者が、県の一般競争入札参加資格の審査について申請を行い、開札時までに登録を受けた場合には、第11条第2項の規定にかかわらず県の一般競争入札参加資格を有しているものとする。
- 4 契約管理課は、前項の規定により一般競争入札に参加する資格がないと認めた者から請求があったときは、当該資格がないと認めた理由を当該者に書面により通知しなければならない。

(入札参加資格の設定)

第5条 契約担当者は、当該建設工事の発注に当たり、前条第1項第2号及び第2項に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、入札参加者審査会規程第11条の規定により、入札参加者審査会の各関係部会（以下「部会」という。）の審議を経る。

- 2 契約担当者は、当該建設工事を所管する本庁の課（室）長と協議の上、入札参加資格設定調書（様式1号）を作成し、部会の審議に付する。
- 3 契約担当者は、前条の入札参加資格を設定するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 入札参加希望者の事業所の所在地に関する条件を定めてはならないこと。
 - (2) 前条第1項第1号④の監理技術者に求められる経験は、技術的難度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、経験時における監理技術者等の役職による限定を設けてはならないこと。

なお、同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうちの他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、入札参加申込みの取下げを行うこと等を条件として付すこと。
 - (3) 前条第1項第2号②の総合評定値の水準は、個別の工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなければならないこと。

また、特別共同企業体の代表者以外の構成員に係る総合評定値の水準は、特別共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る総合評定値に比べて低く設定することができること。
 - (4) 前条第1項第2号③の過去の施工実績は、必要な程度を超えた厳しい条件とならず、外国企業が不利にならない範囲において、個別の工事の特性に応じ、技術的観点から真に必要な条件を設定すること。このため、同種の工事として認める工事の範囲の設定に当たっては、施工上の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める類似工法によるもの及び発注規模よりも小規模なものも認めること。
 - (5) 前条第2項第2号①の特別共同企業体の構成員数は、特に大規模な工事であって技術的難度が高いこと、多数の工種にわたること等により、確実かつ円滑な施工を図るため技術力を特に結集

する必要があると認められるものについては、3者以上とし、その出資比率は別に定めるところによることができること。

(入札説明書等の交付)

第6条 契約担当者は、一般競争入札に参加を希望する者に対し、次に掲げる事項を記載した入札説明書(様式2号)、一般競争入札参加申込書(様式3号。以下「申込書」という。)及び入札参加資格の確認に係る提出資料(以下「資料」という。)を、公告の日から申込期限日までの間、交付する。

- (1) 第3条第1項に規定する公告事項
- (2) 第7条第1項に規定する入札参加の申込みに関する事項
- (3) 第8条に規定する資料に関する事項
- (4) 第9条に規定する設計図書に関する事項
- (5) 第11条第2項に規定する確認基準日及び同条第5項に規定する確認通知に関する事項
- (6) 第12条に規定する苦情の申立てに関する事項
- (7) 第13条に規定する設計図書等に対する質問に関する事項
- (8) 第14条に規定する入札の執行に関する事項
- (9) 第15条に規定する入札の執行の取消し又は中止に関する事項
- (10) 第16条に規定する入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (11) 電子入札を行う場合にあっては、当該電子入札の方法
- (12) その他必要な事項

(入札参加の申込み)

第7条 契約担当者は、次の各号に従い入札参加申込者に、申込書及び資料を、原則として持参により提出させる。

- (1) 申込書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成させる。
- (2) 申込期限日の翌日以降は、原則として申込書及び資料の差替え又は再提出を認めない。ただし、入札参加申込締切後、特別共同企業体の構成員の一部が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失ったときは、入札日の4日前(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)までは、その企業体の残存構成員が資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、再度の入札参加の申込みをすることを認める。
- (3) 申込書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (4) 提出された申込書及び資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料は、返却しない。

2 契約担当者は、申込書及び資料の提出期間は、原則として入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して少なくとも10日間(当該建設工事が施工計画審査型である場合は、30日間)を確保する。

3 契約担当者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

(入札参加資格の確認に係る提出資料)

第8条 契約担当者は、入札参加資格を確認するため、入札参加申込者に、次に掲げる資料を提出させる。

- (1) 特別共同企業体協定書 (様式4号)
- (2) 委任状 (様式4号の2)
【(1)及び(2)は、特別共同企業体を対象とする場合に限る。】
- (3) 同種又は類似の工事の施工実績 (様式5号)
- (4) 配置予定技術者の資格及び施工実績 (様式6号)
【3名までの複数の記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。】

- (5) 現場代理人の資格 (様式6号の3)
【3名までの複数の記載を可とし、記載現場代理人のうちから配置させる。】
- (6) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 (様式7号)
【添付させる総合評定値通知書(写し)は本契約締結(予定)日に有効なものであること。】
- (7) 施工計画 (様式8号、8号の2)
【施工計画審査型である場合に限る。】
- (8) その他契約担当者が必要と認める資料

(設計図書等の閲覧及び交付)

第9条 契約担当者は、公告の日以後、仕様書、図面(以下「設計図書」という。)等を閲覧に付するとともに、入札参加申込者のうち設計図書等を希望する者に対し交付する。

(施工計画の審査)

第10条 契約担当者は、施工計画審査型である場合において必要があると認めるときは、施工計画に係るヒアリングを実施することができる。

- 2 契約担当者は、入札参加申込者の資格を審議する部会に諮る前に、当該建設工事を所管する部局長(財務規則第2条第3号に規定する部局長をいう。)が指名する委員で構成する技術審査会に施工計画の適否について諮る。

(入札参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、部会の審議を経なければならない。

- 2 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認については次に掲げるとおりとする。

(1) 申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により本契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

(2) 余裕期間制度活用工事において、申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領8(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

- 3 契約担当者は、当該建設工事を所管する本庁の課(室)長と協議の上、入札参加申込者の資格確認書(様式10号)を作成し、部会の審議に付する。

なお、この際「配置予定技術者の資格及び施工実績」(様式6号)の写しも併せて提出する。

- 4 部会は、入札参加申込者の資格の審議を行い、結果を契約担当者に通知(様式11号)する。

- 5 契約担当者は、原則として申込期限日の翌日から起算して7日(当該建設工事が、施工計画審査型である場合は、14日)以内に、入札参加申込者に対し入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書(様式12号)により通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者(以下「非資格者」という。)への入札参加資格確認通知書には、資格がないと認めた理由及び第12条第1項の説明を求めることができる旨を付記する。

- 6 契約担当者及び部会は、第7条第1項第2号のただし書による再度の入札参加申込みがあった場合は、入札日までに上記各項の手続を完了しなければならない。

(苦情の申立て)

第12条 前条第5項の入札参加資格の確認結果に不服がある非資格者は、入札参加資格確認通知書を受け取った日の翌日から起算して5日(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。本条及び次条の日数の計算については同様とする。)以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に書面(様式は任意)を持参して、説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の要請があったときは、要請期限日の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に書面(様式13号)で回答する。

なお、書面には、回答内容に不服があるときは、兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年兵庫県告示225号の4)に基づき、兵庫県入札監視委員会に苦情を申し立てることができる旨

を付記する。

(設計図書等に対する質問)

第13条 契約担当者は、必要があると認めるときは、入札説明書及び設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

2 前項の質問は、書面(様式20号)で作成の上、電子入札システムにより提出するものとし、提出期間は、原則として入札説明書の交付を開始した日から入札日の10日前までとする。

3 質問に対する回答は閲覧方式とし、質問書の提出期限日の翌日から起算して原則として5日以内に閲覧を開始し、少なくとも10日以上閲覧させるとともに、入札日の前日に終了する。

4 前項の閲覧場所は、契約担当者の事務所とする。

(入札の執行)

第14条 契約担当者は、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第11条第5項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させる。

2 契約担当者は、入札に参加しようとする者に、第1回目の入札に際し、設計図書に示す様式による工事費内訳書を提出させる。なお、「工事費内訳書に活用できる様式」及び「入契法第12条に基づく工事費内訳書(新様式)」を原則として利用し提出させること。

3 契約担当者は、開札するに当たっては、入札者又はその代理人に立ち合わせ、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

4 入札の執行回数は2回を限度とする。

(入札の執行の取消し又は中止)

第15条 契約担当者は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 契約担当者は、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(入札保証金及び契約保証金)

第16条 契約担当者は、入札に参加しようとする者に、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額)の100分の5以上の入札保証金を入札日の前々日までに納付させなければならない。ただし、入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し保険証書を提出する場合、又は銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約保証の予約の締結を行い予約証書を提出する場合は入札保証金を納めさせないことができ、銀行等の保証書等、財務規則第84条第2項の規定に該当する担保を提出する場合は入札保証金に代えることができる。

2 前項ただし書における入札保証保険の保険期間及び銀行等の保証期間は、本契約締結(予定)日までとし、落札者に係る入札保証金は本契約締結まで保管する。

3 契約担当者は、落札者に本契約締結までに契約金額の10分の3以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等、財務規則第100条の規定に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。

(無効とする入札)

第17条 契約担当者は、財務規則第90条の規定に該当する入札は、無効としなければならない。

2 契約担当者は、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効としなければならない。

(落札者の決定等)

第18条 契約担当者は、法第234条第3項の規定により落札者を決定する。

- 2 契約担当者は、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札が行われたときは、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。
- 3 契約担当者は、前項により落札者を決定したときは、入札者に落札決定通知書（様式14号）により通知する。
なお、最低の価格をもって入札した者以外のものを落札者とした場合における落札者よりも低い価格をもって入札した者に対する通知には、落札者とされなかった理由を付する。
- 4 契約担当者は、落札者となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式の場合は、入札書に記載された入札金額の内訳等により算定・仮定される評価値の最も高い者）が2人以上あるときは、くじ引きを実施して審査の対象となる順位をつけ、順位が上位の（数字が小さい）者の審査の結果によって、順位が上位の者を落札者とする。この場合において、くじを引くことを辞退させてはならない。
- 5 契約担当者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。
- 6 契約担当者は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面（様式16号）により通知する。

（落札者等の公示）

第19条 契約担当者は、落札者を決定した日の翌日から起算して72日以内に、県公報により次に掲げる事項を公示（様式17号）しなければならない。

- (1) 落札に係る建設工事の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
- (3) 落札者を決定した日
- (4) 落札者の氏名及び住所
- (5) 落札金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 特例政令第6条に規定する公告をした日
- (8) その他必要な事項

（入札結果の公表）

第20条 契約担当者は、開札後速やかに開札結果表（予定価格及び調査基準価格を消去したもの）を入札者及び入札立会人に示すとともに、落札後、最終入札結果及び入札の経緯を閲覧の方法により落札決定日の翌日までに公表する。

- 2 契約担当者は、本契約締結後、開札結果表に予定価格及び調査基準価格を書き込み、閲覧等の方法により公表する。

（入札に関する記録）

第21条 契約担当者は、落札者を決定したときは、当該契約の内容等必要な事項について入札記録書（様式18号）を作成し、保管する。

（入札までの日数）

第22条 契約担当者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、別添の一般競争入札の標準的
事務手続の日数に準じて設定する。

（補則）

第23条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則
この要領は、平成7年10月20日から施行する。

附 則
この要領は、平成9年2月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成11年1月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年4月28日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年4月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年6月20日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和8年7月1日から施行する。